

堺障援第1169号

令和2年7月8日

各指定就労移行支援事業所管理者様
各指定就労継続支援A型事業所管理者様
各指定就労継続支援B型事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

緊急事態宣言解除に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のとおり、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言について、令和2年5月21日付で大阪府を区域解除しました。これを受け、大阪府は、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除しました。

つきましては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年3月4日付け堺障援第3400号）の別紙1においてお示しした取扱いを令和2年8月1日からは下記のとおり変更することといたしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 在宅利用の対象者

変更前

新型コロナウイルスへの対応のため、通常を受給者証をお持ちであれば、通所利用が困難であることの要件は問わない。

変更後

在宅でのサービス利用を希望し、当該サービスの利用により支援効果が認められる者

2 届出について

令和2年8月1日以降、在宅でのサービスを利用する方に関しては、堺市健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号）宛てに、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」（別紙1）の再度の提出と「在宅のサービスを提供する場合の届出」（別紙2）の提出が必要と

なります。

別紙1及び別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※ 事業所の運営規定の変更は不要です。

※ 利用者の、区役所への改めの支給申請等は不要です。（通常の受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

3 サービス提供について

変更前

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。なお、在宅利用の支援にあたり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置づけること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日1回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日1回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

変更後

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。なお、在宅利用の支援にあたり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置づけること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその

他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

4 サービスの提供後の手続きについて

在宅サービスを提供した月の翌月10日までに、「在宅でのサービスの支援体制に関する報告書」に在宅サービスを提供した開始時間及び終了時間並びに備考欄に在宅で提供した具体的なサービスの内容を記載の上、その写しを堺市健康福祉局障害福祉部障害者支援課宛てに提出してください。

※ なお、本取扱いは、厚生労働省から新型コロナウイルスへの対応に伴う報酬等に関する新たな取扱いが示された場合には、変更することがあります。

【別添資料】

- (別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出
- (別紙2) 在宅のサービスを提供する場合の届出
- (別紙3) 在宅でのサービスの支援体制に関する報告書

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害者支援課 藤井、増田(有)
TEL : 072-228-7510
FAX : 072-228-8918